

# クリエイト通信

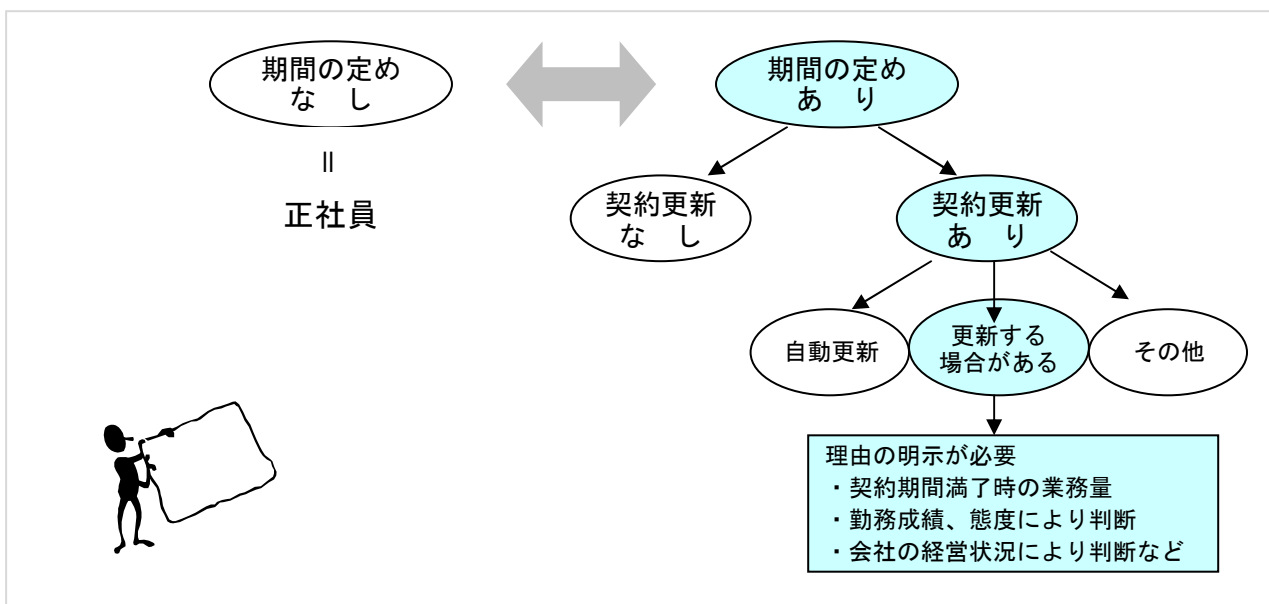
2010年  
9月号

大阪市西区西本町 1-13-38  
西本町新興産ビル 7F  
クリエイトオフィス 深田  
社会保険労務士 深田美代子  
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505  
<http://www.create-f.jp/>

## 【有期契約社員の雇止め】

会社に入社する際には、いつからいつまで働くという労働契約期間を決めます。正社員の場合は入社日から期限を定めず、就業規則に定める定年年齢まで勤める契約になりますが、入社日から3カ月間のみや1年限りといった期間を定めた契約で働く社員を、一般的に有期契約社員といいます。

有期契約社員と雇用契約を取り交わす場合は、雇用契約書に次の契約を更新するかしないかを盛り込まなければなりません。そして契約の更新をありとする場合は、次の契約は自動更新するのか、更新する場合がありますかなどの条件を明示します。さらに「更新する場合があります」とした場合は、どのような理由で判断するのかも明示しておかなければなりません。ここまですべて明示して、初めて有効な雇用契約となります。



有期契約社員と最も合法的に契約を終了させる方法は、新たに契約を取り交わす時に、今回の契約は契約期間満了まで働いてもらうが、その次の契約更新は行わないと告知し雇用契約書に明示して取り交わすことです。例えばH22.9.1～H23.8.31までの1年契約をH22.9.1に取り交わす場合に、H23.9.1～H24.8.31の契約は行わないと伝えることです。

その他として、有期雇用契約を3回以上更新している、または1年を超えて継続雇用している有期契約労働者と次期の契約を更新しない場合には、少なくとも契約満了日の30日前までに予告することが最低限必要になります。但し、裁判上の争いでは業務内容や更新手続きの実態なども判断要素になりますのでご注意ください。